

○岡垣町後退道路用地等に関する整備事業実施要綱

平成20年1月4日岡垣町要綱第1号

改正

平成22年3月17日要綱第9号

平成28年5月31日要綱第23号

平成29年1月13日要綱第4号

令和3年2月12日要綱第9号

岡垣町後退道路用地等に関する整備事業実施要綱

(目的)

第1条 岡垣町後退道路用地等に関する整備事業（以下「事業」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）による後退道路用地等を整備することにより、生活環境の向上を図り、安全で住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は岡垣町とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築行為等 建築物及び工作物等を建築、築造する行為をいう。

(2) 後退道路 法第42条第2項の規定に基づく道路のうち、町道認定されたものをいう。

(3) 後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。

(4) 後退道路用地等 次に掲げる土地をいう。

ア 法第42条第2項の規定により建築行為等を行う敷地で、道路の境界線から後退線の間にはさまれた土地

イ 建築行為等を行う場合に法第42条第2項の規定の適用を受ける敷地で、同項の規定に基づく道路の境界線から後退線の間にはさまれる土地

ウ この事業の目的のために町長が特に必要と認めた土地

(適用範囲)

第4条 この要綱は、後退道路に接する遠賀広域都市計画用途地域内（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に基づく地域。以下「用途地域」という。）の敷地の後退道路用地等のうち町長が別途定めたものについて適用する。

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、前条の適用範囲の後退道路用地等の所有者（以下「対象者」という。）とする。

(事前協議)

第6条 対象者は、後退道路用地等の属する敷地に建築行為等を行うことに伴

い事業の適用を受ける場合においては、法第6条第1項、同法第6条の2第1項及び同法第88条第1項の規定による確認申請書を福岡県北九州県土整備事務所又は指定確認検査機関に提出する前に、町長と事業について事前協議を行なうものとする。

(境界査定の実施)

第7条 対象者は、前条による協議を行なうにあたっては、道路の境界線を明確にしなければならない。

(後退道路用地等の寄付等)

第8条 対象者は、この事業の適用を受ける場合は、後退道路用地等について寄付を申出るものとする。

2 町長が特に必要と認めた場合は、前項の規定によらず町長は当該後退道路用地等を予算の範囲内で買取ることができる。

3 前項に規定する町長が買取ることができる後退道路用地等は別に定める。

(後退道路用地等の無償使用)

第9条 対象者は、所有権移転ができないなどの理由により、町長が前条によることが困難と認めた場合においては、後退道路用地等無償使用契約書を締結することで事業の適用を受けることができる。

(建築物及び工作物等の移設又は撤去)

第10条 対象者は、事業の適用にあたり、後退道路用地等に建築物及び工作物等が建築、築造されている場合は、移設又は撤去しなければならない。

(提出書類)

第11条 対象者は、第8条及び第9条に規定する申出等を行なう場合は、次の各号に掲げる書類のうち、町長が求める書類を提出しなければならない。

- (1) 後退道路用地寄付申出書
- (2) 後退道路用地等無償使用契約書
- (3) 土地売買契約書
- (4) 建築物・工作物等移転補償申出書
- (5) 登記原因証明情報兼登記承諾書
- (6) 位置図
- (7) 配置図
- (8) 公図
- (9) 土地登記簿謄本
- (10) その他必要書類

(費用負担)

第12条 町長は、後退道路用地等に係る境界査定、測量、境界杭の設置、分筆及び所有権移転登記に関する費用の一部又は全部を負担するものとする。

2 町長は、第10条の規定により、対象者が後退道路用地等に築造された建築物及び工作物等の移設又は撤去を行った場合は、移設又は撤去に要した費用の一部又は全部を負担することができる。

3 前2項の費用負担の額は、境界査定、測量、境界杭の設置、分筆及び所有

権移転登記に関する費用と建築物及び工作物の移設又は撤去に要した費用を併せて50万円を限度として負担することができる。

(後退道路用地の整備)

第13条 町長は、特別な理由がない限り、この要綱に基づく協議が成立し、所要の手続きが完了した後は道路用地として整備するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日要綱第9号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則 (平成28年5月31日要綱第23号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年1月13日要綱第4号)

この要綱は、平成29年1月24日から施行する。

附 則 (令和2年2月12日要綱第9号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。